

平成 21 年度「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」等に関する、以下の業務における実施状況等の内容

東企画第 02 -138 号（平成 14 年 11 月 22 日）により申請した「地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に係る業務
東経企画第 03 -46 号（平成 15 年 8 月 8 日）により申請した「法人向け I P 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
東経企画第 03 -47 号（平成 15 年 8 月 8 日）により申請した「固定電話発 - 050 I P 電話着の県間伝送等料金設定」に係る業務
東経企画第 03 -123 号（平成 16 年 1 月 28 日）により申請した「固定電話発 - 携帯電話着の県間伝送等料金設定」に係る業務
東経企画第 04 -9 号（平成 16 年 4 月 28 日）により申請した「集合住宅向け I P 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
東経企画第 04 -10 号（平成 16 年 4 月 28 日）により申請した「地方公共団体等に対する行政区域 - 異行政区域間におけるデータ伝送サービス」に係る業務
東経企営第 04 -194 号（平成 16 年 11 月 9 日）により申請した「戸建て住宅向け I P 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
東経企営第 06 -100 号（平成 18 年 9 月 1 日）により申請した「地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定」に係る業務
東経企営第 07 -125 号（平成 19 年 10 月 25 日）により申請した「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務
東経企営第 07 -126 号（平成 19 年 10 月 25 日）により申請した「次世代ネットワークを利用した I P 電話サービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務
東経企営第 07 -127 号（平成 19 年 10 月 25 日）により申請した「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務

1 . ネットワークのオープン化

(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

本業務に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「I P 通信網県間区間伝送機能」として、接続約款に定め公表しております。（添付資料 1・2）

また、認可の際付された条件 1 に従い、本業務の実施にあたり、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る提供条件等については、平成 15 年 2 月に公表しているところですが、平成 21 年度においては、新たな県間中継光ファイバの提供区間の追加はありませんでした。

(2) I P 電話サービスの県間伝送等料金設定

本業務は他事業者様との相互接続により、既存の中継系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」、「閉門交換機接続ルーティング伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料3・4)

なお、認可の際付された条件1・2に従い、以下の措置を講じております。

他事業者設備のコロケーション手続きとの同等性の確保

本サービスの提供に用いるメディアコンバータ等の設置については、他事業者様設備のコロケーション手続きと同等の手続きを実施することとしております。

なお、その旨は接続約款にも定めております。(添付資料5)

既存の番号ポータビリティの仕組みの活用

利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、他事業者様に提供している既存の番号ポータビリティと同様、接続約款に定める一般番号ポータビリティの仕組みを用いて実施しております。(添付資料6)

(3) 固定電話発 - 050 I P 電話着の県間伝送料金設定

本業務は他事業者様との相互接続により、既存の中継系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料3)

(4) 固定電話発 - 携帯電話着の県間伝送料金設定

本業務は他事業者様との相互接続により、既存の中継系交換設備及び端末系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」、「加入者交換機能」、「携帯・自動車電話事業者特殊精算機能」、「加入者交換機回線対応部専用機能」、「加入者交換機回線対応部共用機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料3・7)

(5) 地方公共団体等に対する行政区域 - 異行政区域間におけるデータ伝送サービス

本業務の実施にあたっては、今回新たに構築した県間伝送路はございません。

(6) 地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定

本業務は他事業者様との相互接続により、既存の地域 I P 網を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、「特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料 8)

(7) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定、次世代ネットワークを利用した I P 電話サービスの県間役務提供・料金設定及びイーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」、「閉門交換機接続ルーティング伝送機能」、「I P 通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料 2・3・4・9)

次世代ネットワークにおける I P v 6 インターネット接続については、他事業者様に対して実現方式等に関する説明会を実施するとともに、提供機能に係る接続料等の規定を追加する接続約款変更について認可を受け、公表をしております。(添付資料 10・11・12)

また、イーサネットサービスについては、他事業者様からの要望を踏まえ、「イーサネットフレーム伝送機能」に係る接続料を設定するため、接続約款変更の認可申請を行い、平成 22 年 6 月に認可を受けております。(添付資料 13・14)

2 . ネットワーク情報の開示

(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

地域 I P 網との接続に必要なインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、接続約款(技術的条件集)に定め公表しております。(添付資料 15)

また、県間中継光ファイバとの接続に必要なインターフェース条件については、その条件を公表しております。(添付資料 16)

(2) I P 電話サービスの県間伝送等料金設定

他事業者様網との接続に必要な中継系交換設備のインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 17）

(3) 固定電話発 - 050 I P 電話着の県間伝送等料金設定

他事業者様網との接続に必要な中継系交換設備のインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 17）

(4) 固定電話発 - 携帯電話着の県間伝送料金設定

他事業者様網との接続に必要な中継系交換設備及び端末系交換設備のインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 17・18）

(5) 地方公共団体等に対する行政区域 - 異行政区域間におけるデータ伝送サービス

データ伝送サービス等の接続に必要なインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、契約約款の規定に準じて取り扱うこととしています。（添付資料 19）

また、県間中継光ファイバとの接続に必要なインターフェース条件については、その条件を公表しております。（添付資料 16）

(6) 地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定

他事業者様網との接続に必要な収容局ルータのインターフェース条件については、サービス提供開始に際し、新たなインターフェース条件について接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 20）

(7) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定、次世代ネットワークを利用した I P 電話サービスの県間役務提供・料金設定及びイーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

本業務に係るネットワークのオープン化措置としては、接続に必要となるインターフェース条件を、接続約款（技術的条件集）ならびに I P 通信網サービス、音声利用 I P 通信網サービス及び L A N 型通信網サービスに係る技術参考資料に定め公表しております。（添付資料 21・22・23）

3. 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

当該業務と同様の業務を実施する又は実施しようとする際に必要不可欠な情報へのアクセスについて、他事業者様からの新たな要望はありませんでした。

なお、従来より当社の保有する光ファイバ及びコロケーションに関する情報開示を実施しております。(添付資料24)

4. 営業面でのファイアーウォール

従来から以下の措置を講じて公正な競争が阻害されることのないようにしており、平成21年度においても継続して実施しております。

本社や支店において、設備部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないように、本社からの通達(情報の適正利用に関する規程(平成11年7月1日制定)、以下同じ。)社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。(添付資料25・26)

電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護及び公正競争遵守の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。(添付資料25・26)

-) お客様情報を、他事業者様と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
-) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
-) ID管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。 等

平成21年度の具体的実施状況

全支店の社員及び当該業務を委託した子会社等の社員を対象に、顧客情報の保護・適正利用及び公正競争遵守に関する説明会(講演会・勉強会等)を実施(平成21年5月~平成22年1月)。

全社員及び当該業務を委託した子会社等の社員を対象に、個人情報保護の適正な取扱い及び公正競争遵守に関するeラーニングを実施(平成21年6月~平成22年2月)。

全支店の社員及び当該業務を委託した子会社等の社員を対象に、公正競争遵守及び社員用マニュアルの充実について再周知を実施(平成21年7月)。

また、当該業務と既存のサービスとのバンドルサービスの提供を行う際は、公正競争を阻害しないよう措置を講ずる考えです。

5. 不当な内部相互補助の防止(会計の分離等)及び収支状況

当該業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内業務と会計を分計しており、当該業務との間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行っております。(添付資料 27)

当該業務に関する平成 21 年度の収支状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

業務	営業収益	営業費用	営業利益
(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化	5,305	1,409	3,896
(2) I P 電話サービスの県間伝送等料金設定	10,031	8,258	1,772
(3) 固定電話発 - 050 I P 電話着の県間伝送料金設定	657	518	138
(4) 固定電話発 - 携帯電話着の県間伝送料金設定	2,410	1,366	1,043
(5) 地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定	1	56	54
(6) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定	566	1,489	923
(7) 次世代ネットワークを利用した I P 電話サービスの県間役務提供・料金設定	1,880	4,983	3,103
(8) イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定	368	1,445	1,077

なお、当該業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費(顧客獲得に要する費用を除く)の合計額を上回るよう設定しております。

6 . 関連事業者の公平な取扱い

(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

他事業者様との接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 1・2)

なお、平成 21 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(2) I P 電話サービスの県間伝送等料金設定

他事業者様との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 3・4)

なお、平成 21 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(3) 固定電話発 - 050 I P 電話着の県間伝送料金設定

他事業者様との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 3)

(4) 固定電話発 - 携帯電話着の県間伝送料金設定

他事業者様との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 3・7)

(5) 地方公共団体等に対する行政区域 - 異行政区域間におけるデータ伝送サービス

平成 21 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(6) 地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定

他事業者様との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 8)

なお、平成 21 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(7) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定、次世代ネットワークを利用した I P 電話サービスの県間役務提供・料金設定及びイーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

他事業者様との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 2・3・4・9)

なお、平成 21 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

また、他の市場支配的な電気通信事業者とは別個の設備を構築し、排他的な共同営業は行っておりません。

7. 利用状況

当該業務に関する平成 21 年度末現在の契約数等の状況は以下のとおりです。

(1) 地域 IP 網の県間接続によるフレックスサービスの広域化

	フレックス・オフィス ワイド 128	フレックス・オフィス ワイド 1500	フレックス・オフィス ワイド ATM
契約数	12	27	2

	フレックス・オフィス ワイド イーサネット	フレックス・オフィス ワイド ギガビットイーサ
契約数	273	45

	フレックス・オンデマンド (サーバ共用型)						フレックス・オンデマンド (サーバ持込型)		
	5GB	10GB	20GB	30GB	50GB	100GB	10Mbps	100Mbps	1Gbps
契約数	0	0	0	0	0	0	1	0	1

	フレックス・ グループアクセス	フレックス・ アクセスポート
契約数	102,008	298

	フレックス・ ドットネット	フレックス・ドットネット EX			
		ファーストイー サネット	ファーストイー サネットデュアル	ギガビットイーサ ネット	ギガビットイーサ ネットデュアル
契約数	35,038	7	0	11	2

	IP 通信網県間区間伝送機能		県間中継光ファイバの提供
契約数	57	芯線数	136

(注 1) フレックス・オンデマンド(サーバ共用型・サーバ持込型)、フレックス・グループアクセス、フレックス・ドットネット、フレックス・ドットネット EX、フレックス・アクセスポートの各サービスについては、県内・県間利用の区分はありません。

(注 2) フレックス・オフィス ワイドの品目別の詳細については「添付資料 28」のとおりです。

(注 3) IP 通信網県間伝送機能については、地域 IP 網と次世代ネットワークに接続する総数です。

(2) IP 電話サービスの県間伝送等料金設定

平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日

	通信回数(千回)	通信量(千時間)	平均通信量(秒)
利用状況	619,380	32,447	189

(3) 固定電話発 - 050 I P 電話着の県間伝送料金設定

平成 21 年 4 月 1 日 ~ 平成 22 年 3 月 31 日

	通信回数 (千回)	通信量 (千時間)	平均通信量 (秒)
利用状況	78,023	3,919	181

(4) 固定電話発 - 携帯電話着の県間伝送料金設定

平成 21 年 4 月 1 日 ~ 平成 22 年 3 月 31 日

	通信回数 (千回)	通信量 (千時間)	平均通信量 (秒)
利用状況	60,212	2,425	145

(5) 地方公共団体等に対する行政区域 - 異行政区域間におけるデータ伝送サービス

	ビジネスイーサタイプ SWL	ビジネスイーサタイプ S
契約数	1	1

(6) 地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定

	フレッツ・ドットネットナンバー
契約数	3,961

(7) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定

	フレッツ・VPN ゲート	フレッツ・VPN ワイド
契約数	34	21,419

	フレッツ・キャスト	
	ベストエフォート型	帯域確保型
契約数	3	0

	地上デジタル放送 IP 再送信事業者向けサービス
契約数	10

	フレッツ・ソフト配信サービス
契約数	14

(注) フレッツ・VPNゲート、フレッツVPNワイド、フレッツ・キャスト、地上デジタル放送IP再送信事業者向けサービスの各サービスについては、県内・県間利用の区分はありません。

(8) 次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定

平成21年4月1日～平成22年3月31日

	通信回数(千回)	通信量(千時間)	平均通信量(秒)
利用状況	118,204	5,804	177

(9) イーサネットワークサービスの県間役務提供・料金設定

	ビジネスイーサワイド
回線数	8,032

(注) ビジネスイーサワイドについては、県内通信のみを行う回線数も含まれています。

以上

添付資料一覧

添付資料	資料項目	
1	「特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
2	「IP通信網県間区間伝送機能」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
3	「中継交換機能」「中継交換機回線対応部専用機能」「中継交換機回線対応部共用機能」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
4	「閉門交換機接続ルーティング伝送機能」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
5	「コロケーション」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
6	「一般番号ポータビリティ」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
7	「加入者交換機能」「携帯・自動車電話事業者特殊精算機能」「加入者交換機回線対応部専用機能」「加入者交換機回線対応部共用機能」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
8	「特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
9	「一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能」「一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能」関連接続約款規定(抜粋)	Pdf
10 -	「NGNにおけるIPv6インターネット接続サービスの実現方式について」事業者説明会資料	
10 -	「NGNにおけるIPv6インターネット接続機能の提供に係る接続約款変更の認可申請について」事業者説明会資料	
11	「次世代ネットワーク(NGN)におけるIPv6インターネット接続機能の提供に係る接続約款変更の認可申請について」NTT東日本ニュースリリース	Pdf
12	次世代ネットワーク(NGN)におけるIPv6インターネット接続機能の提供に係る契約約款の一部改正(新旧対照表)	Pdf
13	「イーサネットフレーム伝送機能等の接続料金の認可申請について」NTT東日本ニュースリリース	Pdf
14	イーサネットフレーム伝送機能等の接続料金に関する契約約款の一部改正(新旧対照表)	Pdf
15	「地域IP網との接続に必要なインタフェース条件」接続約款技術的条件集(抜粋)	Pdf
16	「県間中継光ファイバとの接続に必要なインタフェース条件」接続協定規定(抜粋)	Pdf
17	「他事業者網との接続に必要な中継交換設備インタフェース条件」接続約款技術的条件集(抜粋)	Pdf
18	「他事業者網との接続に必要な加入者交換設備インタフェース条件」接続約款技術的条件集(抜粋)	Pdf
19	LAN型通信網サービスの基本的な技術的事項(LAN型通信網サービス契約約款抜粋)	Pdf

20	「他事業者網との接続に必要な特別中継局ルータ接続インタフェース条件」接続約款技術的条件集(抜粋)	Pdf
21	「次世代ネットワークとの接続に必要なインタフェース条件」接続約款技術的条件集(抜粋)(IP通信網)	Pdf
22	「次世代ネットワークとの接続に必要なインタフェース条件」接続約款技術的条件集(抜粋)(LAN型通信網)	Pdf
23	IP通信網サービス、音声利用IP通信網サービス及びLAN型通信網サービスに係る技術参考資料	Pdf
		Pdf
		Pdf
24	光ファイバ、コロケーションに関する情報開示の対応状況	Pdf
25	「他事業者情報等の適正利用に関する規程」概要 (旧 情報の適正利用に関する規定)	
26	社員用マニュアル「公正競争遵守の徹底に向けて」	
27	費用(収益)項目別一覧	
28	フレッツ・オフィス ワイド契約状況(品目別詳細)	Pdf

資料 10、10、25、26、27 については、経営上の秘密に属する情報、または公開には馴染まない社内文書・規程類等であることから、公表を差し控えさせていただきます。